

福祉事務所長に対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に係る事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七十一号

福祉事務所長に対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に係る事務委任規則の一部を改正する規則

福祉事務所長に対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に係る事務委任規則（平成二十年三月奈良県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福祉事務所長に対する事務委任規則

第二項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同項を第三項とし、第一項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「法」を「中国残留邦人等支援法」に、「法」を「中国残留邦人等支援法」に、「奈良県福祉事務所設置条例（昭和三十年九月奈良県条例第二十四号）」に定める福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）を「福祉事務所長」に改め、同項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第一項の規定により、知事の権限に属する次の各号に掲げる事務は、奈良県福祉事務所設置条例（昭和三十年九月奈良県条例第二十四号）に定める福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に委任する。

- 一 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事務を行うこと。
- 二 法第十二条第一項の規定により、生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収すること。
- 三 法第十五条第一項の規定により、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること。

四 法第十六条第一項の規定により、文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求め

ること。

五 法第十六条第二項の規定により、報告を求めること。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。